

自己評価結果の公表に係る届出書について Q&A

奈良市障がい福祉課

Q1.自己評価の公表等は実施したが、提出が期日までに間に合わない場合はどのようにすればよいか。

(答)

提出書類については、提出期限（令和5年4月14日（金））までに当課に届くよう、余裕をもってご提出ください。提出期限を過ぎますと、令和5年4月より減算を適用することとなります。（減算の具体的な事務取扱についてはQ9.を参照）

Q2.期日までに公表等ができず、届出書の提出もできない場合はどのようにすればよいか。

(答)

期日を過ぎた場合であっても、速やかに自己評価結果の公表を実施したのち、すみやかに届出を行ってください。減算期間については、**自己評価結果の公表を実施し、減算の状態が解消されるに至った月までとなります。**（減算の具体的な事務取扱についてはQ9.を参照）

Q3.当事業所は指定から1年が経過していないが、届出は必要か。

(答)

自己評価結果の公表については、概ね1年に1回以上実施する必要がありますが、本市では定期的な評価を実施していただくために、毎年度末に当該年度についての実施を行っていただいております。そのため、**令和4年5月1日～令和5年3月1日の間に指定を受けた事業所についても、公表及び実施が必要**です。（例：令和5年3月1日指定に事業所→令和5年3月分について自己評価等を行い、届出書を提出）

Q4.令和4年度は利用者がいなかったが、届出は必要か。

(答)

利用者がいない場合は、「自己評価結果の公表に係る届出書が提出できないことについて」を提出してください。この様式の提出がない場合は令和5年4月より減算を適用しますので、ご注意ください。

Q5.当事業所は保育所等訪問支援も実施しているが、当該サービスについても自己評価等を実施し、届出しなければならないのか。

(答)

本件の対象サービスは児童発達支援（センターを含む）・放課後等デイサービス・共生型障害児通所支援・基準該当通所支援となります。医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援は対象外ですので、届出の提出は不要です。しかし、自己評価等の実施そのものを妨げるものではありませんので、事業所内の判断で評価等を行っていただく分には問題ございません。

Q6.公表方法について、障害福祉サービス等情報公表制度を利用することも可能か。

(答)

可能です。その場合、届出書の「公表方法」において“その他”にチェックをしていただき、具体的な方法として障害福祉サービス等情報公表制度を利用している旨を記載してください。

Q7.公表方法について、Twitter や Instagram 等の SNS を利用することも可能か。

(答)

可能ですが、以下の点にご留意ください。

- ① 事業所名義での運用を行っている（個人名義でのアカウントでの運用は不可）
- ② 誰でも閲覧することができる状態である（会員登録をしなければ閲覧できない、アカウントにロックがされている等のサービスは不可）
- ③ 公表について、利用児童の保護者等の同意を得ている

Q8.公表した内容については、一定期間を過ぎたのちに削除してもよいか。

(答)

公表した内容は、広く利用者に公表され、利用者による事業所選択に資するためにも、原則的には削除されるものではないと考えます。ただし、最新のものが公表される際に前年度のものを削除することについては問題ございません。この場合、削除する公表内容についても事業所内では5年間保存する必要のあることについてご留意ください。

Q9.減算を適用する場合の具体的な取扱い如何。

(答)

自己評価結果等の公表を実施することができないと見込まれる場合は、**<障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書>** **<障害児通所給付費等算定に係る体制等状況一覧表>**の提出をしてください。減算期間については、以下の通り取り扱います。

(例1) 令和5年4月18日に公表を実施した旨の届出があった場合 減算期間：令和5年4月のみ
(例2) 令和5年7月15日に公表を実施した旨の届出があった場合 減算期間：令和5年4月から 令和5年7月 の4か月間

Q10.減算率について、具体的な取扱い如何。

(答)

減算となった場合に算定される単位数は、所定単位数の100分の85です。※当該所定単位数は各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意してください。